

風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則をここに公布する。

平成30年 3月22日

広島県公安委員会

委員長 深 田 成 子

広島県公安委員会規則第6号

風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第38条の4第1項及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第110条の規定に基づき、広島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う風俗環境保全協議会（以下「協議会」という。）の委員（以下「委員」という。）の委嘱等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年広島県条例第29号）第14条に規定する地域を管轄する警察署長（以下「警察署長」という。）は、法第38条の4第1項に規定する関係者のうちから、委員としてふさわしいと認められる者を委員の候補として推薦するものとする。

2 前項の規定による推薦は、広島県警察本部長（以下「本部長」という。）を經由して公安委員会に行うものとする。

3 公安委員会は、委員の委嘱をするときは、別記様式第1号の委嘱状を当該委員に交付するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、警察署長は、警察署長の職に就いた日に委員の委嘱があったものとし、委嘱状の交付は行わない。ただし、当該日以降に協議会が置かれることとなった場合は、当該協議会が置かれた日に委員の委嘱があったものとする。

(任期等)

第3条 委員の任期は2年とし、3回に限り再任させることができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項の規定にかかわらず、警察署長の委員としての任期は、在任期間中とする。

(解嘱)

第4条 公安委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。

(1) 法第38条の4第1項に規定する関係者に該当しなくなったとき。

(2) 心身の故障その他の理由により職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

2 警察署長は、委員が前項各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、本部長を經由して公安委員会に当該委員の解囑を具申するものとする。

3 公安委員会は、第1項の規定により委員の解囑をするときは、別記様式第2号の解囑通知書を当該委員に交付するものとする。

(辞職)

第5条 公安委員会は、委員から辞職に係る申出があり、これを承認したときは、別記様式第3号の辞職承認書を当該委員に交付するものとする。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この公安委員会規則は、平成30年4月1日から施行する。

(別記)

様式第1号 (第2条関係)

委 嘱 状

様

あなたを風俗環境保全協議会の委員に委嘱します

委嘱期間

年 月 日から

年 月 日まで

年 月 日

広島県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第2号（第4条関係）

解 嘱 通 知 書

様

風俗環境保全協議会の委員を解嘱します

年 月 日

広島県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

辞 職 承 認 書

様

風俗環境保全協議会の委員の辞職を承認します

年 月 日

広島県公安委員会 印